

保護司という ボランティア

ぜひ、貴方のお力を社会貢献にお貸しください！

目 次

I. どのような人が、保護司になっているのですか？	1
II. 保護司の仕事は、難しそうですが大変ではありませんか？	
III. 犯罪者や非行をした人と接するのに、不安はありませんか？	
IV. 保護司が行う活動と、その内容は？	
(1) 保護観察・生活環境調整・犯罪予防活動を行います。	
(2) 更生保護は、人の立ち直りを支える活動です。	
(3) 保護司の仕事は、ボランティア活動です。	
V. 保護司が行う具体的活動はどのようなものですか？	2
(1) 定数	
(2) 保護司組織（地区保護司会・保護司会連合会）があります。	
VI. 保護司になるには、条件があるのですか？	
(1) 年齢に制約があります。	
(2) 犯罪歴の条件があります。	
(3) 欠格事項があります。（保護司法第4条）	
(4) 具備条件があります。	
(5) 身上調査があります。	
(6) 守秘義務があります。（保護司法第9条第2項）	
VII. 保護司になると出費がありますか？	3
VIII. 保護司になり、活動を行いたいのですが、不安があります。 私で引き受けられますか？	
IX. 保護司になったら、何かメリットがありますか？	
X. 保護司が保護観察対象者から受けた物的損傷などに対する補償などはありますか？	
XI. 保護司の主な任務と活動など	
(1) 保護司が行う更生保護活動	
① 保護観察	
② 生活環境調整	
③ 犯罪予防活動	
(2) 「社会を明るくする運動」	4
(3) 関連団体への加入	
① 更生保護女性会	
② 更生保護協会	
③ BBS会	
④ 協力雇用主会	
(4) 研修	5
① 定例研修会	
② 日帰り研修会	
③ その他、観察所が実施する新任・処遇基礎力強化・特別研修など	
(5) 主な年間行事	
(6) 必要となる会費などの出費額	
(7) 実費弁償金の請求	

保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とします。(保護司法第1条)

I. どのような人が、保護司になっているのですか？

保護司の身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、給与が支給されないボランティアです。

保護司になっている人は、現役の会社員、定年退職された人、主婦など様々です。

II. 保護司の仕事は、難しそうですが大変ではありませんか？

保護司が、保護観察を受ける人(処遇者・対象者)の、面接や生活指導の方法などについては、専門家である保護観察官(国家公務員)と連絡を取り合うことで、対処が難しい時や、疑問点など、様々な解決のアドバイスが受けられるので、悩むことはありません。

また、経験年数や、適性に合った各種研修会を受講することになります。

さらに、所属する保護司会には、ベテラン保護司がおり、助言や意見交換などがなされます。

III. 犯罪者や非行を行った人と接するのに、不安はありませんか？

確かに、犯罪や非行をした人は恐ろしいという印象はありますが、一人の人間として尊重し、真剣に話を聞くなど、温かく正面から接し、向き合うことで多くの人たちは立ち直っています。

IV. 保護司が行う活動と、その内容は？

(1) 保護観察・生活環境調整・犯罪予防活動を行います。(詳細は後述 XI)

国の機関だけでは十分な効果を挙げるのが困難であり、私たち保護司などが更生保護ボランティアとして参加しています。

(2) 更生保護は、人の立ち直りを支える活動です。

たとえば刑務所を出所した人、少年院を退院した人や、裁判で執行猶予付きの判決を受けた人など、犯罪や非行をした人も、何らかの処分を受けた後は、地域社会で生活を続けます。

更生保護とは、国が民間の人々と連携し、犯罪や非行をした人を地域の中で早期に更生ができるよう援助するとともに、再犯を防ぎ、地域の犯罪や、非行の予防を図る活動です。

(3) 保護司の仕事は、ボランティア活動です。

更生保護は、犯罪や非行をした人を取り巻く地域社会の事情をよく理解した上で行わなければ効果はありません。そこで、地域の事情に詳しい貴方の力が必要となります。

そこで、民間人としての柔軟性と、地域の事情に通じているという特性を生かし、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づき、保護観察の実施に当たる国家公務員）と協力して行う活動です。

V. 保護司が行う具体的活動はどのようなものですか？

大まかな活動は、保護観察を受けている人と会って、生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導や家族関係、就学・就職に関する指導他、本人が刑務所・少年院などから出所、退院した時スムーズに社会復帰が営めるよう、帰住先の生活環境調整や相談を行います。その他、市民に犯罪予防活動を行います。（詳細は後述 XI.）

(1) このような活動を行っている保護司は、全国に約 4 万 7,000 人います。

（定数は保護司法により 5 万 2,500 人と定められている）

その中で、国が定めた豊中地区保護司会の保護司定数は 115 人です。

(2) 保護司組織（地区保護司会、保護司会連合会）があります。

法令により保護司は、それぞれの地区保護司会に配属され、会員として更生保護活動、研修、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な研鑽や活動を行います。

VI. 保護司になるには、条件があるのですか？

(1) 年齢に制約があります。

委嘱時に 66 歳以下、任期は 2 年で以後は再任更新となり、再任は 78 歳未満とされています。

(2) 犯罪歴の条件があります。

交通違反や交通事故などで罰金刑に処せられていないか。（反則金は問わない）。

罰金刑に処せられたことがある場合は 5 年以上の経過が必要。（刑の抹消）

(3) 欠格事項があります。（保護司法第 4 条）

① 成年被後見人又は被保佐人。

② 禁錮以上の刑に処せられた者。

③ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

(4) 具備条件があります。

社会的信望があり、熱意と時間的な余裕もあり、また、生活が安定していて健康な人。

(5) 身上調査があります。

保護司推薦書の提出を行えば、保護観察所の新任保護司委嘱規定に従って個人審査が行われますので、ご了承願います。

(6) 守秘義務があります。(保護司法第9条第2項)

保護司はその職務を行うに当たって知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければなりません。

VII. 保護司になると、出費がありますか？

会費など多少ありますが、活動に関わる費用は国から実費弁償されます。

主な出費は、豊中地区保護司会会費・大阪府更生保護協会寄付金・豊中更生保護協会会費などです。(詳細は後述 XI)

VIII. 保護司になり、活動を行いたいのですが、不安があります。

私で引き受けられますか？

大丈夫、心配することは何もありません。活動に必要な知識の習得は、必要に応じた研修の機会があります。

また、一人で解決できないことがあれば、専門職である保護観察官が、直ちに助けてくれます。その上、時代に即した更生保護が行える対策や、方法を検討するために、法律改正や、保護司に対する援助が考えられ、実行が図られています。

たとえば、スムーズな面接を行うために、対象者との面接を行うための、共同使用ができる場所、豊中市更生保護サポートセンター「サボセン豊中」(豊中市中桜塚)の設置など、あらゆる改革が進んでいます。

IX. 保護司になったら、何かメリットがありますか？

ボランティア活動なので金銭的・物的なものは何もありません。

『人はみな、生かされて、生きてゆく』上で、人のために尽くすやりがいがあり、また、人との出会いを大切にできる喜びを感じることができます。

あえて言えば、国からの各種表彰や、褒章を受ける機会があるのみと思います。

X. 保護司が保護観察対象者から受けた物的損害などに対する補償などはありますか？

「保護司が保護観察対象者から受けた物的損害などに対する補償制度」があります。

保護司の職務遂行に関し、災害が発生した場合の救済に関すること(国家公務員災害補償法)などがあります。

XI. 保護司の主な任務と活動など

(1) 保護司が行う更生保護活動

- ① 保護観察 更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと(遵守事項)を守るよう指導をするとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立直りを助けるものです。

- ② 生活環境調整 少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。
- ③ 犯罪予防活動 犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間として、「駅頭啓発」・「市民のつどい」・「対話集会」など様々な活動が展開されます。

(2) 「社会を明るくする運動」

これは、犯罪や非行の防止を目的として、毎年7月を強調月間と位置づけ、法務省の提唱で全国の保護司会が主催者となり実施しています。豊中市では「市長を実施委員長」に、市内の各種団体が協賛して「実施委員会」を組織し、事業の企画をします。「市民のつどい」の開催は啓蒙活動を行う一大行事です。

また、7月初めには私鉄各駅周辺において駅頭啓発活動を行います。これは「社会を明るくする運動」に協賛する各種諸団体も参加し、PR物品を配り、一般市民へ意識啓蒙を行う活動です。

(3) 関連諸団体への加入

① 更生保護女性会

女性の立場から、地域の犯罪予防活動や啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

会員数は全国に約20万人、豊中市は約50人の会員がいます。なお、女性保護司に対しては本人に、保護司が男性の場合は配偶者に勧誘がある場合があります。また、豊中市在住の女性を対象に募集を行っています。

② 更生保護協会

更生事業に関わる事業、ならびに、団体に対する支援援助団体です。特に「社会を明るくする運動」などへの協力、更生保護制度の推進を行っています。事業としては、各地の刑務所で作っている作品の展示即売会を行っています。また、保護司会などの更生事業団体に対する資金援助活動を行っています。

保護司委嘱後は全員の入会をお願いします。

③ BBS会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として、“同じ目の高さ”で接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを援助するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

会員数は、全国で4,700人の登録がなされ、豊中地区BBS会に所属する会員は、約15人です。

④ 協力雇用主会

犯罪や非行に陥った者の立ち直りには就労先の確保が大変重要ですが、こうした人たちは前歴ゆえに定職に就くことが必ずしも容易ではありません。

こうした人々を差別することなく積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業主です。

現在、豊中地区保護司会に関わる企業が多数登録されています。

(4) 研修

- ① 定例研修会 : 年5回。第3月曜日午後1時30分から約2時間30分程度。
 その内、4回は統一研修(保護司全員)です。
- ② 日帰り研修会 : 毎年、少年院・刑務所・歴史遺産や社会資源場所などへ行きます。
- ③ その他、観察所が実施する新任・処遇基礎力強化・特別研修などがあります。

(5) 主な年間行事

- 1 月 : 新年互礼会
- 4 月 : 総 会
- 5 月 : 施設見学(秋)(隔年)
- 7 月 : 「社会を明るくする運動」強調月間 「駅頭啓発」「市民のつどい」開催
- 7月～9月頃の間 : 「対話集会」開催
- 10月 : 日帰り研修(秋)(隔年)
- 12月 : お祝い会(当該年度内に各種の褒章・表彰受賞を受けた仲間を祝する会)
- 以外の月 : 定例研修会(第3月曜日1時30分から/8月は休会)年5回

(6) 必要となる会費など出費額

- ① 豊中地区保護司会 会 費 年/12,000 円
- ② 大阪府更生保護協会 寄付金 年/10,000 円 (所得税控除対象)
協会は更生保護施設に対する援助や、更生保護活動に対する支援を行っています。
- ③ 日帰り研修 負担金 開催参加毎/5,000 円程度
- ④ お祝い会 負担金 開催参加毎/5～6,000 円程度
- ⑤ ブロック会 会 費 所属ブロックによって決められている
- ⑥ 所属部の懇親会 負担金 開催参加毎に実費徴収
- ⑦ 豊中更生保護協会 会 費 年/3,000 円
会費は豊中市における更生保護活動の支援に使われます。
- ⑧ 豊中更生保護女性会 会 費 年/2,000 円
女性会が行う更生保護活動の支援に使われます。

(7) 実費弁償金の請求

地域外(豊中市外)に公的に参加する研修会・対象者収容施設面接などで出向く出張交通費など、かかった費用は実費弁償されます。

詳しくは

豊中市更生保護サポートセンター

“サポセン豊中” へどうぞ

所在地 561-0881 豊中市中桜塚 2-29-31

豊中市立地域共生センター東館 1階

TEL/FAX 06-6852-5205

H.P “豊中市更生保護サポートセンター”